

令和7年度 岩手県放課後児童支援員認定資格研修開催要項

1 目 的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号：以下基準）に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完するため、業務を行う上で必要となる知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とする。

2 主催／共催／主管

岩手県／岩手県教育委員会／岩手県立生涯学習推進センター

3 対 象

岩手県内に在住または在勤者で、かつ基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する方（受講資格要件は別紙Ⅰを参照のこと）

4 日時・会場および定員 各会場とも4日間（前期2日間、後期2日間）

	日 程		会 場	定 員
雫石 会場	前期	8月26日(火)・27日(水)	雫石町中央公民館 〒020-0555 岩手郡雫石町上曾根田114番地 TEL 019-692-4181	100 名
	後期	10月21日(火)・22日(水)		
花巻 会場	前期	7月 1日(火)・ 2日(水)	岩手県立生涯学習推進センター 〒025-0301 花巻市北湯口第2地割82番13 TEL 0198-27-4555	80 名
	後期	9月16日(火)・17日(水)		
釜石 会場	前期	7月15日(火)・16日(水)	釜石地区合同庁舎 〒026-0043 釜石市新町6-50 TEL 0193-25-2717	30 名
	後期	9月29日(月)・30日(火)		
二戸 会場	前期	06月24日(火)・25日(水)	二戸地区合同庁舎 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3 TEL 0195-23-9201	30 名
	後期	9月 2日(火)・ 3日(水)		

※各会場の定員を超過した場合、調整を行うことがありますのでご了承願います。

5 受講費用

(1) 受講料は無料です。ただし、研修教材費及び交通費は各自負担となります。

(2) 研修教材は以下の2冊です。

① 「放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 第3版」（中央法規出版株式会社）

価格：1,210円（税込）

※ 「FAX購入申込書」により購入してください。（改訂前のテキストは使用不可）

※ 手元に届くまで1週間程度の時間がかかります。お早めにご注文ください。

② 「放課後児童クラブ運営指針解説書」（フレーベル館） 価格：770円（税込）

※ 令和7年4月版をご購入ください。（改訂前のテキストは使用不可）

※ 各書店にてご注文し、事前にご購入ください。※4/30（水）以降、発売予定

6 受講科目および講師

別紙2のとおり（日程詳細は別紙3を参照のこと）

7 受講申込方法

（1）申込先

- ① 現在、放課後児童クラブ等に従事している方
施設のある市町村の放課後児童健全育成事業担当課へ申し込み
- ② 今後、放課後児童クラブ等に従事したいと考えている方
現住所のある市町村の放課後児童健全育成事業担当課へ申し込み

（2）申込手順 別紙4のとおり

（3）申込期限

令和7年5月9日（金）必着

（4）留意事項

- ア 受講申込書の記載内容は、修了証に記載される事項となりますので、必ず受講者本人が正確に記載してください。
- イ 申込者が定員を超えた場合は、放課後児童クラブに従事している方を優先します。
- ウ 受講要件別に指定された各種資格証明書の写しは原本証明されたものとします。
 - ① 現在、放課後児童クラブ等に従事している方
所属長より証明を受ける
 - ② 現在、放課後児童クラブ等に従事していない方
必要書類の原本及び写しを持参の上、市町村の放課後児童健全育成事業担当課より証明を受ける
- エ 申込書と各種書類の姓が異なる場合は、変更前と変更後の両方の姓が記載された公的書類（戸籍抄本等）を提出してください。
- オ 必要書類は可能な限りA4サイズで提出してください。

8 受講者の決定

（1）受講者の決定については、受講票の送付によって通知といたします。

- ① 現在、放課後児童クラブに従事している方 → 放課後児童クラブ等へ送付
- ② 現在、放課後児童クラブ等に従事していない方 → 受講申込書に記載の住所へ送付

（2）研修開始の1週間前までに受講票が届かない場合は、研修・運営担当（岩手県立生涯学習推進センター）までご連絡ください。

9 研修の受講

本募集要項をよくお読みいただき、研修に参加してください。

（1）研修当日に持参するもの

- ① 受講票（必ず写真を添付すること。）
- ② 受講者本人の確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等の公的機関発行の証明書）
- ③ 研修教材（2冊）
 - ・「放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 第3版」（中央法規出版株式会社）
 - ・「放課後児童クラブ運営指針解説書（令和7年4月）」（フレーベル館）
- ④ 筆記用具

（2）留意事項

研修の適正運営のため、前期後期各1日目の受付時に受講票（顔写真貼付）及び本人確認書類により本人確認を行います。

10 受講認定

認定研修の全科目を履修し、レポートを提出した修了者に対して修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定研修修了証」を県知事名で交付します。

(1) レポートの提出

- ・ 放課後児童支援員認定資格研修の全科目（免除科目以外）を受講された後、受講科目について全てご記入の上「岩手県立生涯学習推進センター」へ郵送で提出してください。
- ・ データによる提出は不可となります。
- ・ レポート用紙は、Webサイト『まなびネットいわて』よりダウンロードしてください。提出期限は受講完了後2週間以内とします。

提出期限	雫石会場	11月 5日（水）	※当日消印有効、 郵送代は自己負担
	花巻会場	10月 1日（水）	
	釜石会場	10月14日（火）	
	二戸会場	9月17日（水）	

(2) 修了証の交付

放課後児童支援員認定資格研修の全科目（免除科目以外）の受講とレポート提出が完了した受講者に対して、全受講者（4会場全部の受講者）の修了の認定を行った後に、岩手県保健福祉部・子ども子育て支援室より「放課後児童支援員認定資格研修修了証」と「携帯用修了証」を交付します。

(3) その他

- ・ 1科目において、原則として20分以上の遅刻・早退・離席があった場合には、当該科目について欠席したものとします。
- ・ レポート提出後、免除科目等を除く全科目に記載があるかどうかチェックし、不備等があった場合のみ、該当者へご連絡いたします。

11 その他

(1) 研修の中止・延期等

自然災害等により中止や延期、会場変更等となる場合は、Webサイト『まなびネットいわて』で前日までにお知らせします。

(2) 昼食について

昼食については、各自ご準備ください。会場によっては、飲食店やコンビニエンスストア等がない場合がございます。

－受講資格要件・認定 担当－	－研修担当－
岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室 主任 笹井 徹 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 TEL 019-629-5460 FAX 019-629-5464 E-mail: AD0007@pref.iwate.jp	岩手県立生涯学習推進センター 生涯学習部 社会教育主事 湊 明子 社会教育主事 及 川 よりこ 〒025-0301 岩手県花巻市北湯口第2地割82番13 TEL 0198-27-4555 FAX 0198-27-4564 E-mail: minato-a@pref.iwate.jp

【受講資格要件】

受講申込み時に下記の受講要件のいずれかに該当する必要書類を提出してください。

受 講 要 件	申 込 必 要 書 類
一 保育士の資格を有する者	・保育士（保母）資格証明書の写し または保育士証の写し ※注
二 社会福祉士の資格を有する者	・社会福祉士登録証の写し ※注
三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	・卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書 ・2年以上児童福祉事業（ 放課後児童クラブ等 ）に従事したことを証明する書類（様式Ⅰ－2）
四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者	・教員免許状の写し ※注
五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	・卒業証明書 ・単位取得証明書 （左記受講要件を満たす単位を取得した ことと卒業したことを証明できる書類）
六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	・卒業証明書 ・単位取得証明書 （左記受講要件を満たす単位を取得した ことと卒業したことを証明できる書類）
七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・修了証明書 ・単位取得証明書 （左記受講要件を満たす単位を取得した ことと卒業したことを証明できる書類）
八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証明書 ・単位取得証明書 （左記受講要件を満たす単位を取得した ことと卒業したことを証明できる書類）
九 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの。	・卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書 ・2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことを証明する書類（様式Ⅰ－3）
十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	・5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことを証明する書類 （様式Ⅰ－4）

【受講科目および講師】

研修項目	研修科目	講 師
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4.5時間 (90分×3)】	① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	岩手県保健福祉部子ども子育て支援室
	② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	菓子学童保育クラブ第一 支援員 門田 弘之
	③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	盛岡大学短期大学部幼児教育科 名誉教授 斎藤 修
(2) 子どもを理解するための基礎知識 【6.0時間 (90分×4)】	④ 子どもの発達理解 ※保育士または教諭の資格を有する方は免除	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教 授 大塚 健樹
	⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達 ※保育士または教諭の資格を有する方は免除	岩手大学教育学部 准教授 青山 慶 盛岡大学文学部児童教育学科 准教授 奈田 哲也
	⑥ 障害のある子どもの理解 ※保育士または社会福祉士の資格を有する方は免除	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教 授 嶋野 重行 盛岡大学文学部児童教育学科 准教授 塩谷 彩花
	⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解 ※保育士または社会福祉士の資格を有する方は免除	岩手県立大学社会福祉学部 教 授 佐藤 匡仁 助 教 山崎 陽史
	⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	矢沢学童クラブ 支援員 比内 沙耶火 笠松学童保育所くれよんクラブ 支援員 高橋 優子 東仙北あじさい学童クラブ 支援員 橋本 有紀
(3) 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4.5時間 (90分×3)】	⑨ 子どもの遊びの理解と支援	岩手県立児童館いわて子どもの森 チーフプレーリーダー 長崎 由紀
	⑩ 障害のある子どもの育成支援	岩手大学 准教授 鈴木 恵太
	⑪ 保護者との連携・協力と相談支援	盛岡大学文学部児童教育学科 教 授 石川 悟司
(4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3.0時間 (90分×2)】	⑫ 学校・地域との連携	岩手大学 名誉教授 新妻 二男 放課後児童クラブさくらりっこ 支援員 岡澤 紹子
	⑬ 子どもの生活面における対応	盛岡大学 名誉教授 笹田 陽子
(5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3.0時間 (90分×2)】	⑭ 安全対策・緊急時対応	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教 授 石川 正子
	⑮ 放課後児童支援員の仕事内容	東仙北あじさい学童クラブ 支援員 橋本 有紀 矢沢学童クラブ 支援員 工藤 望
(6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3.0時間 (90分×2)】	⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	緑が丘学童保育クラブ 指導員 嘉村 祐之

【受講免除について】

以下に掲げる資格等を有する方については、一部科目の受講が免除となります。資格により免除される科目が異なりますので、ご自身でご確認ください。なお、受講免除資格を有していても該当科目の受講は可能です。その際の当該科目のレポートの記入は不要です。

	資 格 等	免除できる科目
1	保育士の資格を有する方 (基準第10条第3項第1号)	2-④ 子どもの発達理解 2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達 2-⑥ 障害のある子どもの理解 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
2	社会福祉士の資格を有する方 (基準第10条第3項第2号)	2-⑥ 障害のある子どもの理解 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3	教諭となる資格を有する方 (基準第10条第3項第4号)	2-④ 子どもの発達理解 2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
4	厚生労働省が主催する放課後児童支援員認定 資格研修に係る講師養成研修の修了者	講師を担当する科目

※令和6年度に全科目受講できなかった方においては、「岩手県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱」の様式1号-①により申請し、すでに受講したことが証明された場合のみ当該科目を免除とする。

【日 程】

(1) 雫石会場

	8月26日 (火)	8月27日 (水)	10月21日 (火)	10月22日 (水)
8:45～ 9:00	開講式・ オリエンテーション		9:50～諸連絡	
9:00～ 10:30	①放課後児童健全育成 事業の目的及び制度内 容	⑥障害のある子どもの 理解 (保育士・社会福 祉士…免除)	⑩障害のある子どもの 育成支援	⑦特に配慮を必要とす る子どもの理解 (保育 士・社会福祉士…免 除)
10:45～ 12:15	②放課後児童健全育成 事業の一般原則と権利 擁護	⑪保護者との連携・協 力と相談支援	⑭安全対策・緊急時対 応	⑤児童期 (6歳～12 歳) の生活と発達 (保 育士・教諭…免除)
12:15～ 13:15	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩
13:15～ 14:45	③子ども家庭福祉施策 と放課後児童クラブ	⑬子どもの生活面にお ける対応	⑧放課後児童クラブに 通う子どもの育成支援	⑨子どもの遊びの理解 と支援
15:00～ 16:30	④子どもの発達理解 (保育士・教諭…免 除)	⑫学校・地域との連携	⑮放課後児童支援員の 仕事内容	⑯放課後児童クラブの 運営管理と運営主体の 法令の遵守
				閉講式・事務連絡

(2) 花巻会場

	7月1日 (火)	7月2日 (水)	9月16日 (火)	9月17日 (水)
8:45～ 9:00	開講式・オリエンテ ーション		9:50～諸連絡	
9:00～ 10:30	①放課後児童健全育成 事業の目的及び制度内 容	③子ども家庭福祉施策 と放課後児童クラブ	⑪保護者との連携・協 力と相談支援	⑥障害のある子どもの 理解 (保育士・社会福 祉士…免除)
10:45～ 12:15	②放課後児童健全育成 事業の一般原則と権利 擁護	⑩障害のある子どもの 育成支援	⑧放課後児童クラブに 通う子どもの育成支援	⑭安全対策・緊急時対 応
12:15～ 13:15	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩
13:15～ 14:45	⑬子どもの生活面にお ける対応	④子どもの発達理解 (保育士・教諭…免 除)	⑫学校・地域との連携	⑨子どもの遊びの理解 と支援
15:00～ 16:30	⑦特に配慮を必要とす る子どもの理解 (保育 士・社会福祉士…免 除)	⑤児童期 (6歳～12 歳) の生活と発達 (保 育士・教諭…免除)	⑮放課後児童支援員の 仕事内容	⑯放課後児童クラブの 運営管理と運営主体の 法令の遵守
				閉講式・事務連絡

(3) 釜石会場

	7月15日（火）	7月16日（水）	9月29日（月）	9月30日（火）
8:45～ 9:00	開講式・ オリエンテーション		9:50～諸連絡	
9:00～ 10:30	①放課後児童健全育成 事業の目的及び制度内 容	③子ども家庭福祉施策 と放課後児童クラブ	⑫学校・地域との連携	⑪保護者との連携・協 力と相談支援
10:45～ 12:15	②放課後児童健全育成 事業の一般原則と権利 擁護	⑬子どもの生活面にお ける対応	⑧放課後児童クラブに 通う子どもの育成支援	⑭安全対策・緊急時対 応
12:15～ 13:15	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩
13:15～ 14:45	⑮放課後児童支援員の 仕事内容	④子どもの発達理解 （保育士・教諭…免 除）	⑩障害のある子どもの 育成支援	⑥障害のある子どもの 理解（保育士・社会福 祉士…免除）
15:00～ 16:30	⑦特に配慮を必要とす る子どもの理解（保育 士・社会福祉士…免 除）	⑤児童期（6歳～12 歳）の生活と発達（保 育士・教諭…免除）	⑨子どもの遊びの理解 と支援	⑯放課後児童クラブの 運営管理と運営主体の 法令の遵守
				閉講式・事務連絡

(4) 二戸会場

	6月24日（火）	6月25日（水）	9月2日（火）	9月3日（水）
8:45～ 9:00	開講式・ オリエンテーション		9:50～諸連絡	
9:00～ 10:30	①放課後児童健全育成 事業の目的及び制度内 容	⑫学校・地域との連携	⑤児童期（6歳～12 歳）の生活と発達（保 育士・教諭…免除）	⑩障害のある子どもの 育成支援
10:45～ 12:15	②放課後児童健全育成 事業の一般原則と権利 擁護	⑨子どもの遊びの理解 と支援	⑪保護者との連携・協 力と相談支援	⑧放課後児童クラブに 通う子どもの育成支援
12:15～ 13:15	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩
13:15～ 14:45	③子ども家庭福祉施策 と放課後児童クラブ	⑬子どもの生活面にお ける対応	⑭安全対策・緊急時対 応	⑮放課後児童支援員の 仕事内容
15:00～ 16:30	⑦特に配慮を必要とす る子どもの理解（保育 士・社会福祉士…免 除）	④子どもの発達理解 （保育士・教諭…免 除）	⑥障害のある子どもの 理解（保育士・社会福 祉士…免除）	⑯放課後児童クラブの 運営管理と運営主体の 法令の遵守
				閉講式・事務連絡

※都合により変更となる場合があります。

【申込手順】

(1) 受講申込書様式のダウンロード

【ダウンロード先】

◆岩手県ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shisetsu/1003453/1003454.html>

[トップページ] > [くらし・環境] > [子育て] > [子育て関連施設] > [放課後児童健全育成事業] > [岩手県放課後児童支援員認定資格研修]

◆Web サイト『まなびネットいわて』

<https://manabinet.pref.iwate.jp/index.php/event/r07houkago/>

[トップページ] > [生涯学習推進センター] > [研修講座]

【注意事項】

※様式 1-1 は全員提出下さい。

※様式 1-2、1-3、1-4 については、(別紙 1) を参照の上、該当のものを提出してください。



(2) 受講申込様式に必要事項を記入



(3) 受講申し込み

【申込先】

◆現在、放課後児童クラブ等に従事している方

→施設のある市町村の放課後児童健全育成事業担当課

◆今後、放課後児童クラブ等に従事したいと考えている方

→現住所のある市町村の放課後児童健全育成事業担当課

【申込期限】

令和 7 年 5 月 9 日 (金) 厳守

【注意事項】

①受講要件別に指定された各種資格証明書の写しは原本証明されたものとします。

◆現在、放課後児童クラブ等に従事している方

→所属長より証明を受ける

◆現在、放課後児童クラブ等に従事していない方

→必要書類の原本及び写しを持参の上、市町村の放課後児童健全育成事業担当課より証明を受ける

(例) 原本を確認のうえ、写しの余白に「原本と相違ないことを証します」と記入。併せて年月日、施設名、代表者名等を記入して押印。

②申込書と各種書類の姓が異なる場合は、変更前と変更後の両方の姓が記載された公的書類(戸籍抄本等)を提出してください。

③必要書類は可能な限り、A4 サイズで提出してください。